

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第三次補正予算)

(厚生労働省)

事業名	地域障害者職業センターにおける障害者や企業に対する支援の充実		担当部局	職業安定局高齢・障害者雇用対策部	作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度開始・平成24年度終了予定		担当課室	障害者雇用対策課 地域就労支援室	地域就労支援室長	
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定		施策名	Ⅱ-1-3 高齢者、障害者、若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号、雇用保険法施行規則第115条第1項第9号		関係する計画、通知等	重点施策実施5か年計画(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災地における地域障害者職業センター(運営:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)の支援体制を強化し、障害者や障害者を雇用する企業への支援の充実を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	被災地(岩手県、宮城県、福島県)の地域障害者職業センターにおいて、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援や職業準備支援などを実施する。 【職場適応援助者による支援】障害者の職場適応を容易にするため、職場に職場適応援助者を派遣し、①障害者に対する業務遂行力やコミュニケーション能力の向上支援②事業主や同僚などに対する職務や職場環境の改善の助言、を実施。(岩手、宮城、福島)のセンターにジョブコーチを各1名増員) 【職業準備支援】就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内での作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援。(宮城において利便性の高い場所に職業準備支援室を施設)					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計	
	-	-	-	18	18	
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段( )書きは予算措置の累積に係る見込み	23年度活動見込
			23年度	(年度)		
	・ジョブコーチ支援終了後6ヶ月後の職場定着率(高障機構年度計画)	%	80.0		ジョブコーチ対象者数(高障機構年度計画)	人 (2,100人以上)
	・職業準備支援の実施による就職等へ向かう次の段階への移行率(高障機構年度計画)	%	75.0			
単位当たりコスト	-		算出根拠		-	
事業所管部局による点検						
項目			内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。			・本事業は、被災地における障害者の就職の実現を図るものであり、「復興への提言」の考え方(求人確保や求職者の特性に応じきめ細かい就職支援を実現することが望まれる。),「東日本大震災からの復興の基本方針」の考え方(若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する。)に沿った事業となっている。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			・震災の影響により、休職や解雇、配置転換等による職場適応援助等のニーズが増え、被害が大きかった3地域においては、既存の体制では対応が困難であり、支援体制の充実を図る必要がある。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			・職場適応援助者による支援については、支援終了後の6か月後の職場定着率は87.6%(平成22年度)、職業準備支援については、就職等へ向かう次の段階への移行率は88.1%(平成22年度)と高い実績となっており、職場適応・雇用促進に有効な事業である。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			・本事業は、独立行政法人通則法第32条に基づき、事業年度に係る業務の実績に関する評価を行い、その効果等を検討している。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			・地域障害者職業センターは、障害者の雇用の促進等に関する法律第22条により規定される、障害者に対する職業評価、職業指導等を行っており、本事業はその業務の一部として実施される事業であるため、役割分担は明確である。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			・本事業については、独立行政法人通則法第29条により、厚生労働大臣が定めた中期目標に基づいて決定された中期計画(同法第30条)により実行されている。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			・すでに「特別震災相談窓口」等を介して被災地における支援ニーズを把握していることより、迅速な着手・執行は可能である。			

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×円/ )」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。